

〇一関工業高等専門学校寮務委員会規則

(平成元年4月20日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則(平成17年7月14日全部改正)第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校寮務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の入寮及び退寮に関する事項
- 二 寄宿料の免除に関する事項
- 三 寮生の生活指導に関する事項
- 四 寮生の厚生補導に関する事項
- 五 寮生会の指導に関する事項
- 六 その他寮務に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 寮務主事
- 二 寮務主事補
- 三 校長が指名した教員 2名
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要であると認めた場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、会議で審議した事項を総括して校長に報告する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生課が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 一関工業高等専門学校寄宿舎運営委員会規程（昭和39年6月3日制定）は、廃止する。

附 則（平成18年5月14日規則第17号）

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月27日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第97号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第28号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日規則第12号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月9日規則第7号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。